

法務省保恩第53号  
平成7年3月13日

地方更生保護委員会委員長 殿  
保護観察所長 殿

法務省保護局長 本間達三

恩赦事務処理要領の制定について（通達）

保護観察所における恩赦に関する事務の適正かつ円滑な処理を図るため、今般、別紙のとおり恩赦事務処理要領を定め、本年4月1日から実施することにしたので、以後恩赦に関する事務は、恩赦法（昭和22年法律第20号）、同法施行規則（昭和22年司法省令第78号）及び恩赦上申事務規程（昭和58年法務省保恩訓第245号大臣訓令）によるほか、本要領によって処理することとされたく通達します。

おって、昭和45年4月1日付け法務省保護恩甲第38号保護局長通達「保護観察に付されている者または保護観察に付されたことのある者に対する職権による恩赦上申の基準について」、昭和57年1・1月19日付け法務省保恩第211号保護局長通達「恩赦事務処理状況等に関する報告書の提出について」及び昭和62年5月21日付け法務省保恩第110号保護局長通達「恩赦事務処理要領について」は、本通達実施の日をもって廃止します。

## 恩赦事務処理要領

### 第1 目的

この要領は、恩赦が保護観察と有機的に関連して運用されるよう、保護観察所の長が恩赦の上申をする際考慮すべき事項並びに保護観察所における恩赦に関する事務処理の体制及び手続等について定め、もって恩赦に関する事務の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

### 第2 恩赦の上申をする際考慮すべき事項

#### 1 出願による上申と職権による上申

保護観察に付されている者又は保護観察に付されたことのある者に対する恩赦の上申は、できる限り本人の出願により行うものとする。なお、事案によっては、職権による恩赦の上申を行う。

#### 2 上申をする際の判断基準

##### (1) 出願による上申

出願により恩赦の上申をするときは、次に掲げる事項を総合的に判断し、恩赦相当又は恩赦不相当の意見を付す。

ア 犯罪の動機、方法、結果等犯情に酌量の余地があること。

イ 改しゅんの情が顕著で、健全な社会生活を営み、再び犯罪をするおそれがないと認められること。

ウ 被害者及び遺族並びに社会の感情が融和していること又は少なくともこれらの感情を刺激するおそれがないこと。

エ 刑の確定、仮釈放又は刑の執行終了若しくは刑の執行の免除の後相当の期間を経過していること。

オ 恩赦の種類に応じ、それを必要とする事情が認められること。

##### (2) 職権による上申

職権による恩赦上申を検討するときは、上記

(1)に掲げる事項を総合的に判断し、上申の適否を決定する。

### 3 判断基準の運用に関する留意事項

(1) 上記2の判断に当たっては、各事項を形式的、画一的に解釈することなく、客観的かつ具体的な資料に基づき、個別の事案に即してこれを行うものとする。

(2) 次に掲げる者については、特に弾力的な運用に努めるものとする。

ア 少年のとき犯した罪により刑に処せられた者

イ 70歳以上の者

ウ 保護観察中又は保護観察終了後の行状が極めて良好な者で、緊急に恩赦を必要とするなど特別の事情があるもの

##### (3) 恩赦の種類と必要性

上記2の(1)のオについては、恩赦の種類ごとに次により運用するよう留意するものとする。

ア 特赦

特赦によらなければ救済できない特段の事情が認められること。

イ 減刑

仮釈放者については、特に刑を減輕することを必要とする具体的な事情が認められること。

保護観察付執行猶予者については、保護観察を仮に解除されている場合であって、特に刑を減輕し、又はこれとともに執行猶予期間を短縮することを必要とする具体的な事情が認められること。

婦人補導院仮退院者については、特に刑を減輕し、又はこれとともに執行猶予期間を短縮することを必要とする具体的な事情が認められること。

ウ 刑の執行の免除

保護観察を終了させることを必要とする具体的な事情が認められること。

エ 変換

具体的な資格回復の必要性が認められるなど資格制限状態を解消して社会復帰を促進することを必要とする事情が認められること。

第3 事務処理体制

1 恩赦事務管理官

- (1) 保護観察所及び保護観察所支部に恩赦事務管理官各1名を置く。
- (2) 恩赦事務管理官は、処遇部門に所属する保護観察官（首席保護観察官及び統括保護観察官を除く。）のうちから、保護観察所の長が指名する。
- (3) 保護観察所の長は、上記(1)及び(2)の規定により指名する恩赦事務管理官のほか、保護観察所組織規則（平成19年法務省令第22号）第10条第1項の規定により駐在させる職員を恩赦事務管理官に指名することができる。
- (4) 恩赦事務管理官は、上司の命を受けて、次の事務に従事する。
  - ア 保護観察事件の主任官又は下記3に規定する恩赦事件担当官に対する恩赦についての連絡及び助言に関する事務
  - イ 関係機関又は一般からの恩赦に関する照会又は相談の処理に関する事務
  - ウ 恩赦に関する資料の収集及び整備に関する事務
  - エ 下記第4の3の(1)に規定する復権候補者名簿の整備に関する事務
  - オ 復権候補者名簿に登載された者につき、恩赦事件担当官が指名されるまでに行う事務
  - カ その他保護観察所の長が必要と認めた事項に関する事務

2 恩赦事務管理官補佐

- (1) 保護観察所及び保護観察所支部に恩赦事務管理官補佐を置くことができる。
- (2) 恩赦事務管理官補佐は、処遇部門に所属する保護観察官又は法務事務官のうちから、保護観察所の長が指名する。
- (3) 恩赦事務管理官補佐は、恩赦事務管理官を補佐し、上司の命を受けて、上記1の(4)の事務を処理する。

3 恩赦事件担当官

- (1) 保護観察所の長は、次の場合、保護観察官のうちから恩赦事件担当官を指名する。
  - ア 恩赦の出願を受けたとき。
  - イ 職権による恩赦上申を検討することとしたとき。
- (2) 恩赦事件担当官は、恩赦事務管理官と連携し、上司の命を受けて、個別の事案の恩赦上申に関する事務に従事する。

第4 事務処理手続

1 一般的事項

- (1) 本人に対する恩赦の説明及び被害弁償等の指導助言
  - 保護観察事件の主任官は、事案に応じ、適宜、保護観察に付されている者に対し、恩赦の趣旨、出願の方法等について説明するとともに、被害弁償及び被害者に対する慰謝・慰靈の措置の誠実な実行等について指導助言するものとする。
- (2) 恩赦の出願があったとき又は職権による恩赦の上申を検討するときの事案の調査及び処理方針の決定
  - ア 恩赦事件担当官は、速やかに保護観察事件記録その他の現存資料を精査し、必要に応じて調査を行い、かつ、恩赦事務管理官との協議を経た上、恩赦上申に関する意見を添えて、保護観察所の長に報告する。
  - イ 保護観察所の長は、上記アの報告を受けたときは、上記第2の2の判断基準に準拠して、出願を受けた事案については恩赦相当又は恩赦不相当の意見を決定し、職権による恩赦上申を検討中の事案については上申を行うか否かを決定する。

### (3) 調査の方法

#### ア 恩赦事件担当官による調査

上記(2)のアの調査は、恩赦事件担当官が直接本人若しくは関係人（被害者及びその遺族を含む。以下同じ。）に面接し、又は関係資料を収集するなどして行う。ただし、保護観察所の長は、他の保護観察官又は保護司に調査を行わせることが適当と認めるときは、これらの者に調査させることができる。

#### イ 被害者（遺族）感情等調査報告書等

保護観察官が被害者又はその遺族の感情等を調査したときは、被害者（遺族）感情等調査報告書（様式第1号）を作成する。

保護司に被害者又はその遺族の感情等の調査を依頼するときは、被害者（遺族）感情等調査依頼書（様式第2号）による。

#### ウ 共助による調査

本人又は関係人が管轄区域外に居住し、かつ、やむを得ない事情があるときは、その者の居住地を管轄する保護観察所の長に対し、調査を依頼することができる。調査の依頼を受けた保護観察所の長は、上記ア又はイに準じて調査を行い、その結果を回答する。

調査の依頼及び回答は、協力等依頼書（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程（平成20年法務省保観訓第261号大臣訓令）様式第125号）による。

#### エ 調査内容の精査及び補充調査

恩赦事件担当官は、他の保護観察官若しくは保護司による調査結果の報告書又は他の保護観察所の長からの調査結果の回答書について、その内容を精査し、必要に応じて補充調査を行う。

### (4) 恩赦上申簿

恩赦の出願を受けたとき及び恩赦の上申をしたときは、恩赦上申簿（様式第3号）に所定の事項を登載する。

### (5) 保護観察事件記録の送付

恩赦の上申が次のいずれかに該当する場合は、恩赦上申書類と共に当該事件に係る保護観察事件記録（収容中の生活環境調整事件の記録を含む。）を送付する。

ア 特赦、減刑又は刑の執行の免除の上申をするとき。

イ 保護観察を6月以上行った者に対して復権の上申をするとき。

ウ その他必要があると認めたとき。

### (6) 恩赦状の交付等

ア 恩赦状を本人に交付するときは、受領書（様式第4号）を徴する。

イ 恩赦法施行規則第11条第4項の規定により恩赦状の交付等を嘱託するときは、恩赦状交付等嘱託書（様式第5号）による。

### (7) 恩赦不相当の通知

ア 恩赦の出願をした者に対して恩赦不相当の議決があったことを通知するときは、恩赦不相当通知書（様式第6号）による。

イ 上記アの通知をするときは、事案に応じ、保護観察官が本人に面接し、本人の改善更生を図る上で必要な限度において恩赦不相当とされた理由を説明するなどして、本人の改善更生の意欲の喚起を図るものとする。

## 2 無期刑の仮釈放者の取扱い

### (1) 事案の検討

無期刑の仮釈放者については、毎年、恩赦上申をする上での問題点、その解決策等を検討し、保護観察における指導監督及び補導援護に反映させるものとする。

### (2) 本人に対する意向調査等

上記第2の恩赦の上申をする際考慮すべき事項に照らして恩赦上申がふさわしいと認められる事案については、本人に恩赦の出願を促し、又は職権による恩赦上申を検

討するものとする。

### 3 仮釈放者及び保護観察付一部猶予者について保護観察事件に係る事務を終結した場合の取扱い

#### (1) 復権候補者名簿

##### ア 復権候補者名簿への登載

保護観察事件に係る事務を保護観察の期間の満了（ただし、仮釈放期間に引き続き保護観察付一部執行猶予の猶予期間がある場合には当該猶予期間の経過による保護観察の期間の満了に限る。）又は刑の執行の免除によって終結したときは、犯罪の内容、保護観察の期間中の行状等を勘案し、将来復権上申を検討することが相当であると認められるものにつき所定の事項を復権候補者名簿（様式第7号）に登載する。

保護観察事件に係る事務の終結時に同名簿に登載しなかったものについて、その後復権上申を検討することが相当であると認めたときも同様とする。

復権候補者名簿は、復権候補者カード（様式第8号）をもってこれに代えることができる。

##### イ 予備調査着手予定時期

復権候補者名簿に登載された者に係る予備調査着手予定時期については、次のとおりとする。

###### (ア) 仮釈放の期間を満了した者及び刑の執行の免除を得た者

事案に応じ、保護観察終結後おおむね2年から5年までの間に設定する。なお、仮釈放期間に引き続き刑の一部の執行猶予により保護観察に付されない猶予期間がある者は、設定に当たって当該猶予期間の長短も考慮する。

###### (イ) 保護観察付一部執行猶予の猶予期間を経過した者

事案及び猶予期間の長短に応じ、保護観察終結後おおむね3年以内に設定する。

##### ウ 本人に対する説明

復権候補者名簿に登載したときは、速やかに本人に対し恩赦に関する説明を行う。

#### (2) 予備調査等

##### ア 予備調査の実施

恩赦事務管理官は、予備調査着手予定時期に達した者について、現存資料の検討及び関係資料の収集等を行う。

##### イ 本人に対する意向調査等

上記アの調査の結果、再犯等がなく、復権候補者として特に問題が認められないときは、本人に対し復権を希望するか否かを調査し、その希望があるときは、速やかに出願をするよう促す。ただし、事案によっては、職権による恩赦上申を検討するものとする。

なお、仮釈放期間に引き続き刑の一部の執行猶予により保護観察に付されない猶予期間がある場合には、当該猶予期間を経過した後に意向調査を行うものとする。

#### (3) 復権候補者名簿からの除去

復権候補者名簿に登載した者が次のいずれかに該当するときは、候補者から除くこととし、同名簿にその旨を記載する。

なお、候補者から除いた者について、再度復権候補者とすることを相当と認めたときは、再び同名簿に登載するものとする。

##### ア 本人から恩赦の出願があったとき。

##### イ 職権による恩赦の上申を行うとき。

##### ウ 本人が恩赦を希望しないとき。

##### エ 予備調査の結果、再犯その他の問題が判明し、恩赦上申にふさわしくないと認められるとき。

##### オ 本人の死亡、所在不明その他恩赦上申を行うことができない事由が判明したとき。

### 4 恩赦出願期間短縮上申

恩赦出願期間短縮の上申については、上記 1 を準用する。

**第 5 事務処理状況等の報告**

**1 恩赦事務処理状況報告**

保護観察所の長は、前年の恩赦事務処理状況について様式第9号により報告書を作成し、法務省NWによって、地方更生保護委員会を経由して毎年2月末日までに保護局総務課恩赦係宛て送付する。支部のある保護観察所にあっては、本庁分及び支部分のそれぞれの報告書と、それらを集計した全庁分の報告書とを作成して送付する。

**2 恩赦事務管理官指名の連絡**

保護観察所の長は、恩赦事務管理官を指名したときは、速やかにその氏名を適宜の方法により保護局総務課恩赦係宛て連絡する。

様式第1号

## 被害者（遺族）感情等調査報告書

年 月 日

保護観察所長 殿

保護観察官

印

先に命を受けた被害者（遺族）の感情等の調査について、下記のとおり報告します。

記

加害者の氏名

### 1 調査の日時、場所、相手方等

調査日時	平成 年 月 日 時	調査場所	
被害者の氏名		調査の相手方の 氏名（被害者との続柄）	

### 2 被害者（遺族）の家庭状況

被害者との続柄	氏名	年齢	職業	備考

（用紙 日本工業規格A4）

3 本人側からなされた弁償・慰謝等の内容

4 本件犯罪が被害者（遺族）の生活に及ぼした影響及び現在の生活状況

5 被害者（遺族）の本人に対する感情

6 本人を恩赦に浴させることについての被害者（遺族）としての意見

7 その他参考事項（本件犯罪についての地域社会の感情、加害者本人についての風評、その他）

- （注意） 1 必要の応じ、別紙に記載すること。  
2 事案に応じ、示談書等の写しを添付すること。

様式第2号

被害者（遺族）感情等調査依頼書

年 月 日

保護司 殿

保護観察所長 印

本籍		管轄裁判所	裁判所	支部
		管轄年月日	年	月 日
住居		罪名		
		刑名・刑期		
ふりがな 氏名		保護観察 期間	自 年 月 日	至 年 月 日
生年月日				

上記の加害者に対して恩赦（ ）の上申が検討されていますが、関係事務処理上必要がありますので、下記の被害者（遺族）について調査の上、月 日までに別紙によって報告願います。

記

1 調査の相手方

(住所)

(氏名)

(被害者との続柄)

2 調査事項

別紙被害者（遺族）感情等調査報告書記載の各事項

3 裁判資料

(1) 裁判書（写し）

(2)

(3)

4 調査に当たっての注意事項

(1) 秘密が厳守されることを調査の相手方によく説明して納得を得るように努め、  
また、被害者（遺族）の名誉や信用を害することのないよう十分配意願います。

(2) 調査に協力が得られない場合は、調査の相手方との接触を中止し、保護観察所にお知らせください。

(取扱者

)

(用紙 日本工業規格A4)

別紙

## 被害者（遺族）感情等調査報告書

年 月 日

保護観察所長 殿

保護司

印

先に命を受けた被害者（遺族）の感情等の調査について、下記のとおり報告します。

記

加害者の氏名

### 1 調査の日時、場所、相手方等

調査日時	平成 年 月 日 時	調査場所	
被害者の氏名		調査の相手方の 氏名（被害者との続柄）	

### 2 被害者（遺族）の家庭状況

被害者との続柄	氏名	年齢	職業	備考

（用紙 日本工業規格A4）

3 本人側からなされた弁償・慰謝等の内容

4 本件犯罪が被害者（遺族）の生活に及ぼした影響及び現在の生活状況

5 被害者（遺族）の本人に対する感情

6 本人を恩赦に浴させることについての被害者（遺族）としての意見

7 その他参考事項（本件犯罪についての地域社会の感情、加害者本人についての風評、その他）

調査のため被害者（遺族）のものと出向いた回数	回	被害者（遺族）方と調査担当保護司宅との距離	Km
------------------------	---	-----------------------	----

- （注意） 1 必要の応じ、別紙に記載すること。  
2 事案に応じ、示談書等の写しを添付すること。

様式第3号

## 恩 敖 上 申 簿

進行番号	出願職権の別	恩赦願書受理日	上申の日 恩赦の種類	氏名 生年月日	罪名 刑名・刑期	上申の結果 及び恩赦事項 (決定日)	恩赦状交付日 (不相当通知日)	恩赦事件担当官 (保護区)	備考
	出・職	・・	・・ 特・減・免・復	・・		決定・不相当 特・減・免・復 (・・)	・・		
	出・職	・・	・・ 特・減・免・復	・・		決定・不相当 特・減・免・復 (・・)	・・		
	出・職	・・	・・ 特・減・免・復	・・		決定・不相当 特・減・免・復 (・・)	・・		
	出・職	・・	・・ 特・減・免・復	・・		決定・不相当 特・減・免・復 (・・)	・・		
	出・職	・・	・・ 特・減・免・復	・・		決定・不相当 特・減・免・復 (・・)	・・		
	出・職	・・	・・ 特・減・免・復	・・		決定・不相当 特・減・免・復 (・・)	・・		
	出・職	・・	・・ 特・減・免・復	・・		決定・不相当 特・減・免・復 (・・)	・・		
	出・職	・・	・・ 特・減・免・復	・・		決定・不相当 特・減・免・復 (・・)	・・		

(用紙 日本工業規格 A 4)

様式第4号

年 月 日

保護観察所長 殿

(住居)

(氏名)

印

受 領 書

下記の恩赦状を受領しました。

恩赦 ( ) 状 1通

(用紙 日本工業規格 A4)

恩赦状交付等嘱託書

(文書番号)

年 月 日

殿

保護観察所長

印

このたび、次の者に対し恩赦( )が行われましたが、下記の理由により、貴庁において別添恩赦状を本人に交付し、受領書を徴して当庁に送付願いたく、恩赦法施行規則第11条第4項の規定により嘱託します。

なお、恩赦上申事務規程第14条及び第15条の規定による通知並びに第16条の規定による報告についても嘱託します。

記

氏名	年 月 日生				
本籍					
住居					
	罪名	刑名刑期金額	言渡年月日	確定年月日	言渡裁判所
1			年 月 日	年 月 日	裁判所 支部
2			年 月 日	年 月 日	裁判所 支部

1 嘱託する理由

2 その他参考事項

(取扱者 )

(用紙 日本工業規格A4)

様式第6号

恩赦不相当通知書

年 月 日

殿

保護観察所長

印

平成 年 月 日付けをもって恩赦( )の出願がありましたが、  
年 月 日中央更生保護審査会において恩赦不相当の議決がなされました。  
たので、通知します。

(用紙 日本工業規格A4)

様式第7号

## 復 権 候 补 者 名 簿

進行番号	登載日	氏名 生年月日	罪名 刑名・刑期	保護観察 期間	予備調査着手予定期(年・月)	予備調査 開始日	登載除去事由 (除去した日)	備考
	・・	・・		自・ 至・	・	・・	ア 恩赦出願 イ 職権上申を行う ウ 恩赦を希望しない	エ 恩赦上申にふさわしくない オ 死亡, 所在不明, その他 (・・・)
	・・	・・		自・ 至・	・	・・	ア 恩赦出願 イ 職権上申を行う ウ 恩赦を希望しない	エ 恩赦上申にふさわしくない オ 死亡, 所在不明, その他 (・・・)
	・・	・・		自・ 至・	・	・・	ア 恩赦出願 イ 職権上申を行う ウ 恩赦を希望しない	エ 恩赦上申にふさわしくない オ 死亡, 所在不明, その他 (・・・)
	・・	・・		自・ 至・	・	・・	ア 恩赦出願 イ 職権上申を行う ウ 恩赦を希望しない	エ 恩赦上申にふさわしくない オ 死亡, 所在不明, その他 (・・・)
	・・	・・		自・ 至・	・	・・	ア 恩赦出願 イ 職権上申を行う ウ 恩赦を希望しない	エ 恩赦上申にふさわしくない オ 死亡, 所在不明, その他 (・・・)
	・・	・・		自・ 至・	・	・・	ア 恩赦出願 イ 職権上申を行う ウ 恩赦を希望しない	エ 恩赦上申にふさわしくない オ 死亡, 所在不明, その他 (・・・)
	・・	・・		自・ 至・	・	・・	ア 恩赦出願 イ 職権上申を行う ウ 恩赦を希望しない	エ 恩赦上申にふさわしくない オ 死亡, 所在不明, その他 (・・・)
	・・	・・		自・ 至・	・	・・	ア 恩赦出願 イ 職権上申を行う ウ 恩赦を希望しない	エ 恩赦上申にふさわしくない オ 死亡, 所在不明, その他 (・・・)

(用紙 日本工業規格 A4)

様式第8号

## 復 権 候 擇 者 カ ー ド

--	--	--	--	--	--	--	--

氏 名		登 載 日	・	・	・	・	・
生年月日		保 護 観 察 期 間	自	・	・	・	・
罪 名		刑名・刑期					
予備調査着手予定期 (年・月)		予 備 調 査	・	・	・	・	・
登 載 除 去 事 由 (除去了した日)	ア 恩赦出願 イ 職権上申を行う。 ウ 恩赦を希望しない。 エ 恩赦上申にふさわしくない。 オ 死亡, 所在不明, その他 (      .      . )	備 考					

(用紙 日本工業規格 B 7 )

様式第9号

(文書番号)  
年 月 日

法務省保護局長殿

保護観察所長

恩赦上申事務処理状況報告書(年分)

復権候補者名簿登載状況

前年 年末 登載件数 A	本年 中 登載件数 B	登載除去世件数						本年 年末 登載件数 I = A + B - C
		計 C	本人 恩赦出願 D	職権上申を行う 方針の決定 E	本人が恩赦を 希望しない F	恩赦上申に ふさわしくない G	死亡,所在不明, その他 H	

(用紙 日本工業規格A4)